

法制審議会中間報告のための部会資料問題点（2022年4月26日）

参議院議員 嘉田由紀子

法制審がこの夏に示す予定の中間報告のための部会資料が3月29日の部会で、「資料12」、「資料13」として示された。この部会資料の通りの民法改正となると、日本の家族制度と親子関係を根底から破壊するおそれがあり、極めて問題が大きい。下記10項目にまとめ問題提起をさせていただきたい。立法府の矜持を示すためにも、独自の議員立法の提案を行うべきである。

- ① 離婚後見せかけの共同親権制導入（父母の合意を前提とする選択的共同親権創設）（資料13、23頁）
- ② 「親権」の中から日常的な「監護権」を分離し、婚姻中も片親状態を強化（資料12、9-10頁）、監護権付与は「出生から現在までの生活」等産む性として女性優先（資料12、12頁）
- ③ 離婚後共同監護の禁止（親権要素から監護権を除外・離婚後単独親権制に代わる離婚後単独監護権制の創設）（資料13、23頁）で、子どもの片親ロス状態の固定化
- ④ 監護権を剥奪した親（別居親）から親権を剥奪する現行の裁判運用の制度化（「継続性の原則」の制度化）（資料12、12頁）
- ⑤ 婚姻中の実子誘拐の合法化（親権要素から“居所指定権”を除外）（資料13、27頁）
- ⑥ 第三者による親子関係制限・親子断絶の合法化（「子の代理人」制度創設）（資料13、9頁）を行い、現在の単独親権制度の夫婦分離影響を強化
- ⑦ 親権・監護権を剥奪された親から養育費を強制徴収するための「未成年子扶養請求権」創設（資料12、2頁）を創設し、その代理者を監護者に付与、細部までの執行手続きを明文化
- ⑧ 婚姻中の単独親権制（明治民法は父だけが親権）復活（親権の最重要要素である監護権を婚姻中から単独で父母の一方が排他的に獲得できることを制度化）（資料13、27頁）
- ⑨ 現に関係が断絶、分離されている親子の救済措置の欠如
- ⑩ 全体として、真に「子の利益」になる制度かどうか大変うたがわしい。離婚後の子どもの福祉の維持向上などの記述は養育費以外ほとんどない。

出典 嘉田由紀子作成文書（2022年4月26日）

令和4年5月17日 参議院法務委員会 碧水会 嘉田由紀子

この原案を法制度化した場合、次のような社会的影響が懸念される。

- (1)性別による役割分業制の固定化になり、「男女共同参画」という時代のニーズに逆行
- (2)別居離婚後の夫婦間の対立をむしろ激しくさせる制度設計で、EU 議会をはじめ海外からの避難決議を無視して、国際的潮流にも逆行、「24 カ国調査」による結果の反映もされていない。
- (3)日本も 1994 年に批准した「子供の権利条約」違反であり、親の別居や離婚があっても、子供は父と母の愛情を受けて育つべきであるという原則的な理念に反している。
- (4)日本国憲法 24 条に規定された「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として」「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚」とする規定に違反する恐れがある。

以上のような問題を含む家族法にかわり、今の時代にふさわしい「チルドレンファースト」で、「真の男女平等参画」と「ジェンダー平等を実現」できる法制度を目指すべきである。